

生駒市訓令甲第4号

生駒駅前北口第二地区再開発基金管理の取扱い要綱を次のように定める。

平成20年6月30日

生駒市長 山下 真

生駒駅前北口第二地区再開発基金管理の取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、生駒駅前北口第二地区再開発基金条例（平成20年6月生駒市条例第24号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、生駒駅前北口第二地区再開発基金（以下「基金」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(公社に対する貸付手続)

第2条 市長は、条例第3条第3項の規定により基金に属する資金（以下「資金」という。）を生駒市土地開発公社（以下「公社」という。）に貸し付ける必要があると認めるときは、生駒駅前北口第二地区再開発基金貸付通知書（別記様式）により、会計管理者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知後、別に定める金銭貸借契約書に基づき資金を公社に貸し付けるものとする。

(公社に対する貸付利率)

第3条 資金を公社に対して貸し付ける場合の利率は、市長が定める率とする。ただし、地価の動向、金融情勢、事業施行の効率性等特別な事情がある場合は、0パーセントの利率で貸付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年6月30日から施行する。

(生駒駅前市街地再開発事業促進基金管理の取扱い要綱の廃止)

- 2 生駒駅前市街地再開発事業促進基金管理の取扱い要綱（平成3年5月生駒市訓令甲第5号）は、廃止する。

別記様式（第2条関係）

生駒駅前北口第二地区再開発基金貸付通知書

年 月 日

生駒市会計管理者 殿

生駒市長 印

公社が取得予定の下記の土地については、その取得資金を公社に生駒駅前北口第二地区再開発基金から貸し付ける必要があるため、生駒駅前北口第二地区再開発基金管理の取扱い要綱の第2条第1項の規定により通知します。

記

事業名			
所在地			
地目			
面積			
所有者	住所		
	氏名		
取得予定金額	円		
第 回貸付予定金額	円	利率	%
第 回貸付予定日	年 月 日		
第 回貸付予定金額	円	利率	%
第 回貸付予定日	年 月 日		
備考			